

# 規制シート(様式)

200199900860001

平成31年1月30日

規制の名称	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進	所管府省	経済産業省・環境省
根拠法令等	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	経済産業省製造産業局化学物質管理課 課長 徳増伸二 環境省大臣官房環境保健部環境安全課 課長 瀬川恵子
規制目的	環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。		
規制内容の概要	<p>第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。</p> <p>第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、上記により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>○指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。</p>	関連する予算	<p>(経済産業省) 化管法の見直しに関する調査等(平成30年度予算:79百万円)</p> <p>(環境省) PRTR制度運用・データ活用事業(平成30年度予算:188百万円)</p>
規制の最近の改廃経緯	第一種指定化学物質・第二種指定化学物質の変更、対象業種に医療業を追加(平成20年11月化管法施行令の一部改正)、届出事項の追加(平成22年4月化管法施行規則の一部改正)。	関連する政策評価結果	<p>平成20年度政策評価(事後評価) <a href="http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h20_jigo_sheet/6.pdf">http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h20_jigo_sheet/6.pdf</a></p> <p>平成22年度政策評価(事後評価) <a href="http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h22_jigo_sheet/6-2.pdf">http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h22_jigo_sheet/6-2.pdf</a></p>
規制を維持、改革又は新設する理由	指定化学物質の選定については前回の変更から10年を経過しており、これまでに得られた科学的知見や届出の実績等を踏まえ、今日的な観点での物質等の変更や適切な化学物質管理推進のための方策の検討等が必要。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	第一種指定化学物質等を見直すにあたっての選定の仕組み、水俣条約の国内措置を受けた対応等について、平成30年度より検討中。		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成35年度		